

参議院農林委員会(第八回継続)會議録第三号

昭和二十五年九月二十日(水曜日)午前
十時二十九分開会

本日の會議に付した事件

○新農業政策確立に関する調査の件
(農林政策に関する件)

(自作農創設事業に関する件)

(小委員会設置の件及び小委員選任の件)

○競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(岡田宗司君) それでは昨日に引続きまして農林委員会を開催いたします。

本日は廣川農林大臣の御出席を得ましたので、一昨日、昨日農林大臣に対する質疑を留保されておられた方々の御質疑をお願いいたします。

○小林孝平君 昨日の新聞で拜見いたしました。今度十一月から消費者に対して一匁の増配をするように報ぜられておるのでございませうけれども、これは今度の食糧一匁増産運動とどういふ関係があるのございませうか。

○國務大臣(廣川弘禎君) 食糧事情も非常に農林省の貯蔵量その他を勘案してよくなつて参つて来ておりますので、実質的な増配をしたらどうかというのを食糧管理局長官に私相談をいたして、数字を検討しておるのであります。ただ粉食等において辞退がありますので、でき得るならば米を一匁増配をするように一つ見て貰いたいという話を話しておるのであります。その一匁増配の中に、これからやらんとした方がいんじやないかという説と二つありますので、まだ決定いたしておりません。それは一匁増産とは関係を持つておりません。

○小林孝平君 この農家に對して今度一匁増産運動を要請する、それは予算的の裏付けも、相対大蔵省の査定を受けて極めて貧弱な程度になつておりますが、消費者に對して一匁の増配をするならば、この農家に對して保有量の増加ということをお考えになる御意思はないのございませうか。

○國務大臣(廣川弘禎君) 池田君に大分鋭をふるわれましたが、予算は一匁増産に關しては相当入つておると私は考へております。目算、目の子計算で七億近いものがあると思ひます。

それから農家保有米については、まだ相談いたしておりませんが、検討いたします。

○小林孝平君 今後の情勢によつては、保有量を増加されるかも知れませんが、いふにふに了解してよろしうございませうか。

○國務大臣(廣川弘禎君) これは現実の話ではありませんが、今我々が見ておる、政府の貯蔵しておる貯蔵の方法その他を見ますと、農家に保有させる方がよろしいという説が非常にあるのであります。この農家に米穀を保有して置くことは決して悪くないという事を考へております。よく検討いたしたいと思ひます。

○小林孝平君 今度の一匁増産運動を展開されるのに當りまして、国内の食糧の自給度を高めなければならぬという事は、私たちも十分それを承知し、そういうことを主張しておるのでございませうけれども、現実の政府の省の内部におきまして、並びに農林省の内部に於いておる、果して食糧の自給度を高めなければならぬというように意見が一致しておると思ひえない点があるのございませう。それは例へば食糧の早場米奨励金の六十億を三十億に來年度においては削減されておりますが、この理由を食糧局長官からお伺いいたしたい。食糧事情が相当好転いたしまして、すでに早場米の早期供出を必要としないというふうな情勢にもなつたからというふうな御説明になつておるのでございませう。又超過供出の奨励金も今度は事前制当の廃止と共になくなつておる。こういうふうな一連の措置を考へ合せますと、果して国内における自給度を本當に高めようという御意思に政府内部が一致しておるという事は考へられぬのでございませう。これは非常に敏感に農家にも反映いたしておるもので、そういう点を強力に意見の一致を見なければ、この運動は効果を収め難いと思ひます。この運動は効果も、その点について御意見をお伺いいたしたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禎君) これは早場米奨励金並びに超過供出の報奨金、これは米価の話、或いは或る程度相当局長から話があつたかとも思ひますが、まだ折衝中で公表はしないのが建前かも知れませんが、私はプロクンです。それから、そこは話申し上げますが、今までの、過去においての報奨金をもアルフアー中に入れたいとも考へておるのではありません。でありますから決して農家にさうなものをおくしたからといつて実害はないのであります。生産意欲を喚起したいといふことで、生産意欲を喚起するようにしたい、こう考へております。

○小林孝平君 今の御説明の外に、農林省の内部においても、本當に食糧の国内自給度を高めるために全力を挙げなければならぬというように意見が一致しておらないように考へるのですけれども、輸入食糧が相当豊富に入つて來るから、さう大した増産の必要がないのではないか。又大蔵省が予算の査定をするのに、査定の状況を見ましてもさういふような考へは非常に強いのではないか、こう思つております。

○國務大臣(廣川弘禎君) 省内の意見が必ずしも一匁増産において一致しないじやないかというお話であります。が、これは省議において満場一致決定いたしておるので、隔々まで志を同じういたしておると思へております。

それから大蔵省が一匁増産について必ずしも協力的ではないのじやないかと言ふが、これは決してそんなことはございませぬ。七億近くのものを増産奨励金の中に入れておるはずであります。

○小林孝平君 その点を幾ら言つてもあれでございませぬからこの程度にいたしまして、事前制当を廃止することについて、一つお伺いいたしたいのでございませう。來年の三月に失効になります食糧法の廃止に伴つて事前制当がなくなるのございませうけれども、あの制度が実施されます際には、この事前制当によつて超過供出の制度を設け、農家の増産意欲を振興して増産をしようという建前からあの制度が行われたのございませう。このたび一匁増産運動をやらなければいかんと、その予算的措置も非常に私たちがから見れば極めて貧弱である、こういう際にあの事前制当の制度をやめるといふのは少し逆行しているように考へるのでございませう。

もう一つは、事前制当制度はすでに作報の組織が完備しましたから、統計の正確な数字が出るから事前制当をやめるといふような御説明をされておるのでございませうけれども、統計の組織が完備すれば初めて事前制当というものが必要になり効果を収めるのでございまして、これは逆の考へ方であると思ひます。従つて無造作にこの事前制当をおやめになることになつたのであります。もう少し慎重にこの制度をお考えになつたらどうか。それからもう一つは、それに関連して、この事前制当を廃止して農家の

自由意思に基く作付けを行わせたい、
こういうような御説明があつたのであ
りますけれども、事前割当というの
は、農家のそういうような意思を汲ん
で国が計画的に一定の方針を以て作付
けを行つ、こういうことなのでござい
まして、簡単な今までの御説明では事
前割当をおやめになる理由がはつきり
しないのでございます。この点如何で
ございましょうか。

○国務大臣(廣川弘禪君) その細かい
ところになるとさつぱり私はわからな
いのですが、要するに農民の自主的な
意欲によつて生産目標を立てて貰つ
て、国家が要求する生産目標に達し
て貰いたい、こういうことでありまし
て、それによつて國の必要とする最低
限の所要量を出して貰いたい、こうい
うように私は考えております。

それから又正確な統計の上に立つた
の割当というお話であります、それは
あなたのおつしやる通りであります。

○三浦辰雄君 この間の第八国会のと
きの自作農創設特別措置法は、私共か
ら見れば残念で、あれは不成立に終つ
た、ところであつた中の四十條でありま
したか、自作農創設をするに適當でな
い、又土地の利用上から見て適當でな
いという買上土地等は、これを元の値
段で元の所有者に返すという項目があ
る。あれは誠に實際に合つた点なので
あつて、事實各地方を歩きましたも、
昭和二十二年、二十三年の当初の買上
げ時代におきましては、あの中央の精
神がひどく曲げられて、割当とい
うふうに嚴格に解釈しましたために、
非常に林野というものがあの対象にな

つておつた。ところが現在各地方はあ
の買上げの二割に達した開墾の成果は
ないわけでありまして。私は今度の一割
増産の第二の点に挙げておる耕地の造
成擴張、これは土地改良と共に誠に結
構だと思つておりますが、この耕地の
造成擴張を側面から図る意味合いに
おきまして、徒らに買上げてそうし
て待つておるけれども開墾者が入らな
いという問題については、これは何か
一つの單獨の法律が出ればこれも結
構、そうでなければ行政的な強力な措
置であらうと林道に適用する土地とい
うものを速かに植林に適するものは植
する。開墾に適するものはどしどし開
墾の促進を図る、こういうふうにつ
て行かなければ狭い日本の土地の利用
からいつても非常に残念だ、かように
思ふのであります、この点について
のお考えは如何ですか。

○国務大臣(廣川弘禪君) この前あな
たからのお話もあり、又特に東北地方
からの強い種々な要請があります。の
で、私は林野庁長官に林野行政に対す
る再検討をして貰いたい、特に一番農
村に近い荒廃林道については別個の考
えを持つて貰いたい。又強制買上げと
いうか、開放というか、あの問題につ
いても特に検討して貰いたいというこ
とを私申入れてあります。今やつてお
ると思つております。

○三浦辰雄君 これは林野庁の一局の
問題でなしに、むしろ一局とするとす
るならば農地局にこれをやらせるとい
うことが、最も適切だと存じます。一
つそういうふうにお話を願いたいと思
います。

○三浦辰雄君 それからもう一点であ
りますが、国土線化に關しての政府の
非常な力の入れ方については誠に感謝
もしているわけですが、その中
で残念な点が大部分ありますが、特に一つあ
る。それはこの林道に對して非常に
少い。私は造林、治山事業と裏腹の
關係にあつて、林道というものは促進
されなければならぬ、非常に里山の
出口が荒れておる。而も日本の復興の
ためには誠に残念であるが、現実には生
長量の二倍を止むなく伐つておる。そ
の際に當つてすぐ奥に入れば寝ておる
山があるが、林道がないために遊ばし
て置かなければならぬ。こういう点は
折角あつたなけなしの金を造林な
り治山に出すのに、一点欠けておる、
是非これはもつと振興を図つて行かな
ければならぬ。更に最近私は八月の末
でありますが、八軍の作戦資料をや
つておる者に参考にあつた。そう
いたしましてと相當量木材を考えてお
る。極めて大きな数字を考えておる、
そこでいろいろ議論をいたしまし
て、フィリッピンとかその他の点から
も合せて考えるべきだということを申
しましたが、彼といたしましてはな
かなか日本の山に執着を持つておるよう
であります。近いものでありますから
、可なりそういう憂いがある。この
ようにして、而も農林局がその後あ
う展開をいたしますとなれば、その需
要が比較的早い機会に、出す出さない
は別として、或る程度要請されるとい
うことが考えられる。そういうことを
も併せましますと、私はこの林道と
いう問題は更に大きい意味が出て来
る。更に農山村におきましては、働き
たくても働く場所がないという、いわ

ゆる願が出て参りまして、この問題
につきましまして是非林道というものを
大きく取上げ、国道、県道ということ
も大きい問題であります。林道と
いうことは是非大きく取上げて頂きた
い。災害復旧などを見ましても、国費
で被害の復旧をしなければならぬ。い
のを二年計画にされた、本年度の約一
割増産を地方に當てがれておるという状
況でございまして。又今御審議中であ
りますが、来年度の公共事業費から見
ましても、うかつかりすると昨年度程度に
しかならない、こういうことでは折角
あつた入るに國を挙げて治山問題の
国土復興に入つておる際に、あの点が
欠けておることは非常に残念と思ひま
すが、これにつきましましての大臣の御審
議と共に御意見を承わりたい。

○国務大臣(廣川弘禪君) 林道につ
いては、誠にあなたのおつしやる通りで
あります、実は私は普通の一般の道
路はこの点が飽和状態に達しておると
考えておるのであります。建設大臣を
からかつて叱られるのですが、君の方
はもう舗装だけにし給えと私よく言つ
ておるんですが、林道は全くこれは放
置されておるのであります。特に奥地
の開墾、或いは又その他について必要
なのであります、今話合ひをしてお
る最中でございます。

○門田定藏君 簡単に大臣にお尋ねし
たいと思ひます。本年度一割増産の目
標は、これは単に一割増産をできれば
やりたいという目的で立てられたもの
であるか、日本の食糧事情からして、
どうしても本年は一割増産しなければ
いかん、こういう方針で立てられたも
のであるか、これを一つお聞きしたい
のであります。それから増産の方法に

つきましては、大体どういう方法でこ
の案を立てられたでしょうか。我々が
この増産の提案された案を見ますとい
うと、実に一割増産について寒心に堪
えない、こういう案で本年に一割増産
ができるかどうかということを心配す
るものであります。当局はどういう方
面から研究してこれを立てられたか、
大体私は本年に日本の国情から言
つて一割の増産を期するならば、日本
の各県の実情をよく調査して、どの県
はどういう方法にしようかという一割増
産を期するか、本當に實際の増産に關す
る各県の實際を調査して、そうしてこ
れは立案すべきものである。私はこの
案を見まして、これは机上の、本當に
農林省の役人が机の上でほんのお座な
りに立てた案じゃないか、こういう案
で到底一割増産の可能性はないと私は
信ずるのであります。大臣はこれにつ
いてどうお考えになりますか。それか
ら大体一割増産につきましましては、た
だ農林当局、農林省だけでやる問題で
はない。これは私は今度の朝鮮事案等
から考えまして、是非これをやるにつ
いては各省が、どの省も一致して相
当な犠牲を拂つてもこの一割増産につ
いての施設を十分講ずるのではありません
これはむしろかといふ思ふのです。そこ
でこの施設に對する経費ですね、百億や
二百億の費用は各省から何とかして、
どうしてもこの増産施設を完備して貰
いたいと思ひます。これについて大臣
の御意見が承わりたいと思ひます。

○国務大臣(廣川弘禪君) 一割増産の
目的であります、これは日本民族の
将来を考えてやつたことでありまし
て、決して目先のことで考えておる
のではないのであります。特に近頃

なつて刺戟されて、朝鮮事変を契機として刺戟されてやつたという軽いものではないと、私はこう信じております。

それから一割増産について各地方別に各地方の状況を勘案して立てた案ではないと、こういうお話であります。これは農林省で立てた案は一つのものでありまして、そのめどを基礎として各町村の状況を勘案して、各府県の実情を加味して各府県でやつて貰うようにしたい、こう考えております。

それから予算の關係であります。これは我々としては、省としては得るだけその方面に、金融關係におきましても或いは協同組合育成に關しましても、その他共済組合資金の問題に關しましても、種子の改良或いはその他についてもできる限り、その面に力を注いでおります。

それから又各省が協力せられなければならぬということは全くその通りであります。閣議決定はその線に沿つてやつておるのであります。建設省でやるダムの建設につきましても、或いは堤防の建設にしましても、やはり農土を中心として考へて貰うというようにいたしておるのであります。

○門田定藏君 もう一つお尋ねしたいのであります。今年度の米価についてであります。かく五千円余りのところの問題がまだ決定しておらんらしいですが、我々の研究しておるところでは、どうしても六千円以上でないというところの赤字が出ることになることは確実であります。何と言つても農民に増産を強いるならば、させるならば、私は農家が働けば働いただけには可なりな報酬をやらなければ本當の

目的は達せられないと思つております。そこでこの米価についても生産費を割るような価格で、農家にひとり犠牲を拂わして、そして生産せい、或いは供出せいというようなことは、それはすべての点から考へてこれはよくない。こういうことで本當に農民がまじめになるはずがない。そこで私は農民をして真剣に増産をさせる、供出をさせるのには、成るだけ米価をできるだけ、そう余り不当な価格は要求しないけれども、生産に我々が従事したその労賃になるぐらい、可なり農民がやつて行ける最低の生産が保障されるぐらいの費用を考へる。そうすると私はどうしても生産費を償ふ価格は出して買上げんといふこととまじめにならん、そこでどういふ五千五百円とか三百円とかまだ言われておりますが、どうして六千円以上でこれは買上げなければならないか。思想的から言ひましても、経済的から言つても、成るだけ安く米を農民に出させるというやうなことが、これが間違つておるのじやないか。生産費が償ふならば……我々は六千円が切れては赤字になるのです。それを日本の政府が真剣に取上げて、成るだけ安く米を叩いて取るといふやうなことをやつて置いて、そして供出とか増産とかいふことは、これは本末顛倒した話だと私は思ふのです。この問題について農林大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘毅君) 米価の問題ですが、これもやはり農民が満足する価格を決定しようと思つて非常に苦勞をいたしておるのであります。池田君の言われるやうな國際價格に轉寄せざるというやうな意見も實際取上げ

て、これを生産指數或いはパリテイ計算等にあれば合して何とか國際價格に合うやうな計數を出そうと思つてもなか／＼。そこまでは出て来ないのではありません。又農林省のしておる生産費を基礎とした米価を決定しようと思ひましても、なか／＼あなたのおつしやる數字にどうしても合つて来ないのであります。その辺を種々勘案いたしまして、これならば大体農村において満ちて貰えるといふ數を現在目下出して交渉中であります。さういふにいたしまして農村が本當に希望する數まで達しないので、我々はそれを他の面から國費を農村に注入して農村の振興を図るやうにせなければならぬと考へておるやうな次第であります。

○門田定藏君 只今米価について農民の満足する價格を何とか作るために心配してパリテイ計算をしておるということをおつしやいましたが、我々はパリテイ計算がどんなものかまだ完全にわかりませんけれども、凡そ米価であるやうな何であるかと計算がどういふやうになるか知らんが、現実を無視したものはない。官吏やすべての俸給にしてもパリテイ計算がどうなるかといふことを見ても、現在やつておるものパリテイ計算がどうなるからこれだけというものは、これは現実を無視した話を通らないことと思ふ。我々現在肥料からすべての資本を計算して見て、やつて行けん農民の立場でありますから、その点をよく大臣は勘案して頂いて、特別のこの問題について御努力を私は願ひたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘毅君) いずれさやうな点をよく勘案いたしまして、シヤムプ氏にも意見書を出し、或いは又その他の方面にも農林省独自の意見を提示しておるやうな次第であります。

○片柳眞吉君 私も先ず第一に米価の問題で大臣の御意見を拜聴したいと思ひます。昨日の物価庁の説明を聞きますと、まあ遺憾ながらという言葉を使つておられますが、従来通りパリテイ方式でやつてそれに或る程度プラス・アルファといふことであります。が、昨年の米価審議會におきまして、或いはその後の農村の声を聞きましても、殆んど生産費でやるといふ空氣が非常に醸成されておると思ひます。又日本の工業の回復の工合から行きますと、或いは物価の情勢を見て参りましても、本當はその生産費の切替わる時期が来ておると思ひます。特にこれにつきましても、統制が外れま

す。と、(笑)があらますればこれはまあ或る程度の信憑するに足るパリテイ計算が出ると思ひますが、肥料の統制が外れますと、農家の買入價格といふものが非常に變動が出て参ります。パリテイ計算の一番ウエイトの高い肥料はどういうことになつて来たか、この機会に、今年は駄目かも知れませんが、少くとも今年の米価の議論の際に少くとも来年あたりから真正面から生産費の切替をするといふやうな一つ口かがりをつけて貰ひたいと思ひます。これは非常に私率直なことを申し上げるのです。農村団体なり農林省は大体その意見でまゝとつたと思ひます。もう一つは安本当局はどうか私の見るところで、まだ生産主義を完全にマスターしておらん。これは或いは安易につくと

思ひますが、どうも依然としてパリテイ方式に殊に拘泥を持つておるのじやないかと思ひます。そこで又肥料統制をこの機会に、今年は駄目であつても、来年からは堂々と一つ生産主義で行くといふふうの一つやつて貰ひたいと思ひます。これは私から言ふものとおかしいことではあります。食糧管理法の法律の規定を見ましても、生産者米価は生産費、物価その他の経済事情を参酌せしめるといふことで、生産費中心主義になつておりました。極端に言へば、法律を無視しておるといふやうなこともなると思ひます。さういふ議論は別といたしまして、情勢はどうしても生産費で行くべき時期が来ていると思ひます。今年は駄目でありましても、今年の米価の際にその問題を相当出して貰ひたいと思ふのであります。いつも米価の際に持つて来ますと、時期が急ぐ關係で向うの意見に負けてしまふといふことになりま

す。か、今年の米価の決定の際からその問題を出して貰ひたいといふことを特別にお願いして置きます。

それから第二点は、昨日も一割増産運動の点でいろいろお話を聞いたわけでありまして、私は増産運動を推進するために、大体三つの点を中心にならと思ひます。先ず第一は米価の問題、それから第二は國家資金をできるだけ増産の方面に投入する、この二点につきましても、いろいろ折角今御努力の中のものではあります。もう一つは、さつき小林君の触れました自家保有米が四合だといふことは、これは私はその点に対する重点が少し足らんじやないか。従来でも四合では足らんといふ意見が出ておる。私のはもう御承知と思ひますが、私の在官中のあれから申しまして、二合七

勺に増配する際に、四合据置きはいか
んという意見が出ておりました。四合
を据置いて、消費者だけ二合七勺の増
配は不均衡だという意見が出ておりま
した。更に加えて、只今お話を聞きま
すると、まだ確定はしておらんようで
ありますが、更に二合七勺を一勺増配
するということになれば、当然関連し
て自家保有米の増量ということを是非
ともお考え願いたい。増産しても、四
合残して全部取られますと、又そこ
に増産という点にはマイナスになると
思いますから、米価或いは公共事業費
その他の点はいろ／＼御配慮になるよ
うであります。昨日安孫子君に聞き
ましても、自家保有米の点がどうもピ
ンぼけの感がありますので、この点も
至急関係方面に申入れて貰いたいと思
います。

それから第三の点は、食糧公開の解
体の問題でありますが、最終の末端
を独立の營業としてやるということ
は、私は体制としては止むを得んと思
います。が、ただ中間の卸段階を自由
な營業にするということとは、これは自
由な營業という銘を打ちましても、殆
んど私は自由な操作の余地はないの
ではなからうか。又卸段階は一般消費者
にも直接の關係はないのでありまし
て、要するに食糧事務所から毎月きま
つた數量を小売に單に一定のマージン
の下に転売するに過ぎません。産地へ
行つて自由に買付けて持つて来るとい
うわけではないのであります。どうも
卸段階まで急速にやるということは、
私はこの際一応の再檢討を要するの
ではないか。これは実は私共の所へ参り
ます米穀業者の人なり、或いは公団の
職員各位も、さような意見がぼつぽ

つ出ておるようでありまして、端的に申しますれば、私は公団の切替えが余りせつかちにやつたという感じを持っております。新聞では食糧公社を作るというような構想もあるやに聞いておりますが、私は一応卸段階を急速にやるということについては再検討を要しはせんが、そういうふうに思っておりますが、その辺のお考えをお伺いしたいと思ひます。

るもう大臣のところにも陳情等で沢山見えておるだらうと思いますが、末端の小売商のマージンの問題であります。これはいろ／＼御配慮を願つておるようでありますが、私は労働組合の連中が持つて来たような七・八ペースで人件費が幾らというような、私はそういう計算も一応立つと思ひます。

もつと昔の米穀商の当時に、自由経済の時代に、大体平均してどの程度の手数料を取つておつたか、そういうようなものも基準にして、大体無理のないところでおきめを願いたい。折角独立とするとするということになりました。

マージンが非常に苦しくありましては、又不正も起るといふような嫌いものもあると思いますので、この辺も一つ慎重な考慮を願いたいと思います。

それから最後に、これは昨日官房長にお聞きをしたわけでありますが、農林金融公庫の施設が、非常な御努力の結果、現在実現の可能性が強くなつておるようでありますが、ただ昨日平川君の話を聞きますと、これを作ることを非常に急いでおられる。その理由はわかりますが、ただ政府の資本金が例えば三十億とか五十億とかきまつた場合に、法律文面でその年だけ

の資本金しか書かない。ところが資本金といひましても、それは右から左へ農村へ出てしまふので、そうしますと、翌年度又三十億を六十億にするというように、毎年々々法律改正をするということは、金融公庫の恒久性といひますか、これはやはり数年間はどうしても続かなければならんと思ひますので、そういうようなお考えを是非欲しいといふことを私は言つて置きました、この点につきましても御意見を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(廣川弘禎君) 米価の問題ですが、これはさような点を我々の方で勘案いたしましたして、すでにもうバリエイ計算が批判されておることは御存じの通りでありますので、今まで私たちが戦前にやつておつたような生産費を基礎にした一般価格、米価、この二つを基礎としたもので、機米省といたしましては、

たしましては、二進も三進も行かんようになりまして、資料を作つて関係方面に送らうと思ひます。先入主にならんうちに、最初に我々の方の資料を向うに叩き込んであります。安本の方も私随分これは議論したのでありますが、單に向うが通らないというやうなことでそうやつておるのですが、私

たちが行つて話をしても、生産費を其
 底とした計算に對しましては、非常に
 耳を傾けておるのであります。今まで
 出さなかつたような資料まで收集して
 出してあります。本年出しましたこの
 プラス・アルファの問題ですが、それ
 についてでもなか／＼安本の人たちは
 頭が固いのでありまして、私達はこの
 プラス・アルファについて、あらゆる
 ものを入れて高くしたいということ

で、現在骨を折つておるような次第で
あります。

それから一割増産についての第一点、米価の点につきましては、全くその通りであります。これはやはり高くないなければいかと私達は考えておるのであります。

それからそれにつけて国家資金を農村に入れなくちやならんということ、これもお説の通りであります、今までのように重工業にのみ国家資本を著積するような方向は、これは考へ

本を蓄積することが一番經濟上安全であるといふことを、私は深く考えておるような次第でありまして、これを政府部内にも我々は勧めておるようなわけであります。

それから自家保米につきましては、全くこれは私落度でありまして、

この点検討いたさなかつたのでありますが、即刻食糧管理局長官と相談いたします。検討いたします。

それから公団の廃止に伴つて、御懸念の問題であります。これはぼつぼつ世間から批判されて参つておりますので、慎重に考えたいと思つております。

それから公団の末端のマージンの問題でございます。これは長途をやり

題ですが、実はこれは米屋をやるに
て、一日三俵も米屋をやつた経験が
ありますが、あの人たちの言うことは
くわかつておりますので、無理のな
いところできめたいと、こう考えて
るような次第であります。

それから公庫の問題ですが、
これは農地改革において一番手
かりしたことは、金融関係の問題
です。一般市中銀行から除外され

をそのまま受取つたということが非常に欠点であると考えますので、この公庫を通じて公庫をフルに私は運転したい。單に一般會計から繰入れられた三十億をそのままでなく、これを一つの資本として預金部資金なり、或いは又その他見返資金なりこれを入れてフル運転いたしまして、その間の利子の問題についても適當な方法を私は考えなければならんと、こう思つておるのであります、決してあの金によつてのみやるということでなく、あれを基本として十分活動するようにしたいと、こう考えておるような次第であります。

○片柳眞吉君 よく了解いたしました
が、ただこの生産費を農林省でいろいろ計算される場合に、これは又安孫子君にも申上げて置きましたが、我々には説明を聞けばわかるわけにあります

が、限界生産費というこの題目ですが、これは私が昨日も申し上げましたが、非常に看板倒れの感があるのであります。限界生産費五千五百円ということ、何か非常に一般には通用いたさんこれは看板倒れと私は考えておるのであります。而も供出農家のその肥料の限界の生産費ということが、これはやや看板が勝ち過ぎたような感じがいたします。むしろ私は前から申し上げており

ますか、もう相当な生産費に堂々と利潤を加えて私はいいのじやないかと、それは私が在官當時にも大蔵省方面ではこの理論は一応通つておるのであります。農地価格の評定の際には僅かながら四分の利潤を見ております。さとうなことも一つお考えを願いたいと思います。

物価の問題も、昔は御承知のように、むしろ米なり石炭を中心として物価を

それから又物価決定についても、他の重要産業の方を中心として考えることも、これ又今までの日本の伝統になんかいいことでありまして、米価を中心にして労働賃金がきまり、それから他の物価がきまつたことは日本の今までの慣例であります。こういうようなことも

に言いにくいことなんです。そこで表面的に食糧が足らんならば足らんで、立派な管理をいたしているならばま、言い易いのですが、そうでなくて大自由になりかけたものもできて参りうしたから、考えて見ますと、米、と日本の古来の人間が常食としてお

進みつつあるような、予算の獲得が内だけでは大体どういう見込がついて、これはシャウブさんもおいでになつておるし、やがてドツジさんもおでになるようで、とても日本の政府、言うようにはならんか存じませんが、日本の政府としてはどこまですると

にしたいといふことであるが、その方面の
用を請求したいしておるのですが、ま
なか／＼行きませんが、昨夜あたり
本の方でどれか一つぐらいできるよ
になるのじやないかという私はめど
つけておりますが、なか／＼巾着を
つておるやつは強くて言うことを聞

だ日本政府が政府部内でお互いに議論を合つておつてもなか／＼話が通らないので、あの利根川の方法などは案に取り易いことであり、必ず取れると思ひます。こういうことが食糧を増産する大きなゆえんでありまして、單々

る土地改良や秋蒔きの水の方法ではないかんでありまして、そこまで考えなければいけません。大臣も初めにはよくやつてくれたのが、段々どういふものか弱気になった。昨日何だか池田をいふようなお話を聞きましたが、どうも安本と建設と農林の三大臣がうんと協力して貰うようにお願いしておつたのですが、忠告されて、君どうも廣川君弱気になつて駄目だ、しつかり激励しろ、こういう御注文を受けて困るので、一つ農林省として、それから、單なる廣川さんのためでなくて、日本の現状の食糧を担担する農林省として、私はこれを聞かん人はないと思つて、しつこくとも仕方がないから、予算の最高限度まで、随分減税を御心配されておられますが、日本の国民も恐らく馬鹿じゃありません、全部が。あの状態を知らしめて、そうしてこれに投資するのだから止むを得ん。減税は公約したができない。それがわからんのか、や話にならんのか、如何に自由党の黨員の人でも、それがわからん人はないと思つて。そこでそういう方面に持つて行けば、幾らシャープさんが減税せいで言われてもできない、こういうの、でして貰わなければ、やがて講和もできましようが、一年の間にあつたうふうになつたのは、これは何作つても行かないのでありますから、これは一つまだちつと暇があるようでありまして、十分そのつもりで頑張つて貰いたいと思つて。

うそのいわれは門田さんが許しいのでありますが、なか／＼やかましいらしいのです。私は事前割当は、農家の意見を聞いて見たが、事前割当にすると、どうしても播き付けの時からどれだけ取らなければならぬという目標があるからと一言の私共突はきめたので、やつて見た結果はその時の説明のように参らなかつたのでありますが、それにしても大体まあ曲りなりにも行つておりますが、今度の事後割当は、どうもはつきりしません。今農政局長のお話を聞いて見ても、それから食糧管理庁のお話を承つてもどうもそこらにはつきりしないので、今度で済ます農務委員でありますか、ああいうものができて、下の方は役目を持つてえらい誇りを持つたやうで百姓のことを忘れてしまつて、そして無理を通す嫌いがあります。で事後割当でありますから大体の目標を示す、そのことが事後割当の目標になつてしまつて、その後それを通される気配になると又百姓は困る。だからいふ／＼法律はあるのでありますから、それに代る何か方法があるならば当然やらなければならぬのであります。元に戻すことが、食糧が大事で実際に供出されなければならぬといふことになるならば非常に考えなければならぬのじやないかと思つておるが、大臣はどうお考えになつておるか。

それからその次に農林中央金融公庫のことで大臣のおつしやつたことが実現しやうで、まあ廣川農林大臣の施策がここに現れることで誠に我々喜んでおるのであります。何かといふと融資、こういうのもう池田さんが専らそれを片付けて私共困るのです。却つて拂うの力があるなら何も政府に助成を貰わなくてもそれでよろしいのであります。それがために作るといふのは非常に困るのであります。から、この点は十分に大蔵大臣も了解をされて貰つて、自己負担は当然拂わなければならぬのであります。そうでなく何もかも公庫の融資で行く、こういうふうには無論関係方面も今迄もやつたのですから、そうすると公庫のために国の助成を取られるといふことになりはせんかといふ心配があります。から、その点大臣は一体どうお考えになつておられますか先づ二つだけ……。

○國務大臣(廣川弘禮君) 最初の災害地に關する問題であります。この災害によつて國家資本が烏有に帰するといふことは、實際これは残念至極であります。でありますから我々にはその觀念をなくするやうな方針で突は進んで来ておつたのであります。なかなからうまく行かぬのであります。又私が減税なんか或る程度よせとまで言つておるのはそこにあるのであります。なか／＼世間は納得しないやうであります。特に通信関係などは我々の意見に反対しておるやうであります。併しどうしてもこれはやらなければならぬので、昨日最後までそれを我々は主張いたしておりました。額は小さくとも、多分その方に芽を出して来ると考えております。利根水系なんかこれは二つか三つのダムを作ればでき得ることです。それから北上水系のごときはたつた一つのダムで完全に防げるのであります。そういうことを強力に主張しております。若し仮に破れたといつたとしても、まだ望みはあるのであります。それは見返資金といふやうなものもあるものであります。決して私はこれは捨てておりません。何かの方法で必ずそこに持つて行きたい、こう考えておる次第であります。

それから事前割当、事後割当につきましては十分これは我々の方で検討いたします。

それから金融公庫に關する問題であります。金融公庫を利用するのにもおのずと限界があるはずであります。金融公庫を利用する方と、然らずして國家助成をする方とはおのずとして方法があるのであります。から、その限界もはつきりいたします。それから金融公庫と中金の關係もあります。こういうふうなことは限界を厳にいたしまして、紛更しないやうに、又今まで國家助成をして来た方面に侵蝕しないやうに努めたいといふやうな考えであります。

○委員長(岡田宗司君) よろしうございますか。

○西山龜七君 事後割当のことは、今大臣の御説明聞きますと、はつきりまできまつておらんやうに聞いたのです。が、この問題は建前としては收獲を對象にして供出するのであります。で、増産を阻むと、かように藉言言うておるのであります。事実さういふやうなことになると思つて。つきましては、私は事後割当にする場合には、農村の保有量を大きくする点、或いは保有量を現在より逆に大きくするか、又はその供出完了したものを自由に処分さすか、何とかせなければ一割増産が逆になる。かやうに思ひますので、この点は特に考えを願ひたい。

それからもう一つは、これは現在の農林省の所管によります。作報の制度、それから食糧事務所の傘下にあるまする検査員の制度、全国に沢山食糧確保のために政府が人員を配置して万全を期しておりますが、この制度を私は府県へ移管いたしまして、府県において昔のように検査制度を勵行いたしまして、府県が検査料を取つて府県の財政を補う。こういうことにしまして、たならば國家のこれに費す費用が非常に軽減されて、半面において県の財政が豊かになる。一面におきましては、是といたしましては、完全にその收穫予想のすべてを把握することができぬのであります。さうしますと、今買上価格と配給価格との非常な差額に對しましてこれを縮小することができぬ。この点につきまして農林大臣としてはどういふお考えを持つておるか。

○國務大臣(廣川弘禮君) この事前割当、事後割当に關して下手をするといふと増産を阻むやうになるといふことを非常に御心配のやうであります。が、これをさういふやうにならんやうに是非心掛けたいと思つております。保有量の問題に關しましては、先程農林省の先輩からもお話があつて、この保有量については十分我々考えなければならぬ、こゝういふ考えであります。

それから作報並びに農林省の検査員についての地方委譲の問題であります。が、これはたゞ／＼問題になるのであります。が、一貫した供出制度を施行しておる場合において、どうもこれを分断することがよろしくないといふ意見の方が強いやうであります。現在我々

といましては、その説を支持いたしておるよう次第であります。

○委員長(岡田宗司君) では私からちよつと質問いたします。前国会におきまして自作農創設特別措置法の改正案が審議未了になつております。そして土地価格等につきましてポツダム政令を出された。これはいろいろ私道感な点があつたところ思つておりますが、ポツダム政令の出し方を見ても、従来ポツダム政令の出し方と相違しておる点が大分あるようであり、それから内容につきましても、例えばウイリヤムソンからあなた宛に来たおる書面の内容よりも余計なものがある政令に盛り込まれておるといふような点がありまして、これは相当問題があると思ひます。今日は大臣は所要でございましては論議いたしません、いづれ来国会におきまして、これらの点につきまして詳しい論議をするといふことだけを申し上げて置きます。

○岡村文四郎君 その問題は時間がなからと廻わしたのですが、今日の委員会でもなくともいいから質問したいと思ひます。

○委員長(岡田宗司君) 農地局長が来られておりますので、自作農創設特別措置法の問題につきまして質疑を行います。

それでは私から伺いますが、農地局長からポツダム政令を出されるに至つた事情を伺います。

○説明員(佐野憲次君) すでに御承知のように先の国会に提出いたしました特別措置法の一部を改正する法律案が審議未了になりました、一方土地台帳法

の改正法律案が成立いたしましたして、土地台帳法による賃貸価格が廃止されたのであります。その関係からいまして、自作農創設法の賃貸価格を引用いたしました農地の価格をきめておるわけでありまして、賃貸価格がなくなりました関係で、農地の価格に関する規定が動かなくなつたのであります。事実上措置法関係の法律が動かなくなつて参つたのであります。こういう事態に對しましてどうするかということ、いろいろ研究をいたしましたのであります。我々といましては、国内法の運用によりましてやる方法はないかといふことをいろいろ検討をいたしましたのであります。結論をいたしまして、国内法ではできないことになつたのであります。この事態につきまして関係方面でもいろいろ心配をせられまして、早急にこの事態を收拾するようという指示もございましたので、そこで結局動かなくなつた部分を動くようにいたしましたための最小限の措置をポツダム政令による外ないということになつたのであります。そういう意味からいまして、ポツダム政令を出したようなわけでございまして、政令の案もお配りいたしてあると思うのでございまして、賃貸価格がなくなつたのであります。すでに当然買収すべきであつた農地につきましては、これは従来の価格でやつて参るといふことではあります。その後新たに生じた不地主の持つております土地であるとかいふものにつきましては、価格はなないのでありますからして、買収、売渡といふようなことができない。それでは価格を作つたらいじやないかといふことも考えられるのであります。

するが、関係方面の見解をいたしましては、それは国会のきめるべき事柄であるのであります。或いは国会の意思に任かすべきであらうという考え方がありまして、農地の価格統制をポツダム政令でやることはいけないということでございます。そういうことではあります。結局買手と売手とが相対で価格はきめて参ります。そういう方法をとるより外に方法がないのであります。併し不在地主の土地等は、やはり一定の期間を設けて、強制的にこれは譲渡をさせるようにしなければならぬ。併し価格については売手と買手の間できめて貰う、そういう方式、強制譲渡という方法をとる外にないことになりまして、そういう方法にいたしたわけでありまして、併しこのために不当に価格が上がるということも実は困るのであります。又お互いの間で話がつきません場合の措置をいたしまして、話がつかなければそのままに置いて置くというわけにも参らないのであります。そういう場合には、結局政府に強制譲渡をさせるということになります。それから、政府に強制譲渡をさせるといふことになりまして、自然そこに政府が買入値段というもの、きめなければならぬことに相成るのであります。考え方としては、丁度入れ札の場合、競売の場合に政府が底値を入札して、地主、小作人の間で競売をやります。競売しなれば政府が底値で買入といふような考え方でありまして、そういう意味の底値と言ひます。政府の買収価格をきめて参る。これも今申しましたような強制譲渡方式でやつて参ります。場の締め括りとして、これも止むを得ない措置であるわけでございます。従いまして形は似ておるのであります。が、前国会に出しました強制譲渡と多少意味合いが違つたといふふうに私も考えておるわけでありまして、ポツダム政令の関係はいたしましては、大体そういうことになりまして、これに關連いたしまして前国会の際にも御説明申し上げましたように、地方税法の改正がありまして固定資産税が賦課されるようになった関係上、並に農地の価格がさつき申しましたようなことになりました関係からいまして、小作料の引上げもいたさなければならぬといふことになりまして、小作料の七倍の値上げといふこと、これは農地調整法の規定に基きましてやつたのであります。

それから前国会でも問題になつたのであります。強制譲渡に伴う融資の問題でございます。この点につきましては、来年度予算の編成を今やつておられますが、来年度予算の関係で只今大蔵省のほうと大体話合ひがついておるのであります。それは自作農創設特別措置法特別会計がございまして、その会計法を改正いたしまして、余剰金を政府が貸付けて参るということに大蔵省のほうとも大体話合ひがついておるのであります。来年度からは強制譲渡の場合に買受けを融通する者に、それに必要な資金を融通するといふことができるようになるはずでございます。大体簡単でございますが、ポツダム政令並びにそれに關連のあります部分について御説明申し上げます。

○委員長(岡田宗司君) 只今農地局長より自作農特別措置法等の改正案が前国会で審議未了になつたそのあとの措置として、ポツダム政令によつて農地買上げを定めることにした。こういうことについての経緯の説明がございました。これに對しましての質疑をお願いいたします。

○岡田定藏君 我々の巷間聞るところによりますと、前国会において参議院はこれを審議未了に終つた、否決したことにつきまして、これは現政府と言ひますか、関係方面にこれを折衝してこの政令を許可して貰つた。こういう風評を聞いておるのであります。この点につきまして率直なところを、若しそういうことがあつたかないかといふことを伺ひたい。

それから尙もう一つは、前国会において衆議院もこれは大体野党は反對したのであります。多数党によつて現政府が、民自党がこれを弄つたのであります。参議院においてはこの法案は不当なりとして否決したのであります。それを今度の国会において政府はこの法案の否決に再びこれは出さず、この法案に問うて再びこれは出すべきが本当だと思ふ。ポツダム政令を出して、臨時国会も要求されておるのに開かずして公布せねばならぬといふような状態に私は断じて立ち至つてない、こう思つておるのであります。當局としては、まあこれらの現政府がポツダム政令の申請をしたか、それかといふことは第二の問題といひました。臨時国会も開かず、今度の国会まで待たずにこれをポツダム政令に待つて出さねばならぬといふような実情に達してないのに、これに對して當局はどう考へておられますか。どうしてもポツダム政令によつてきめ

なくちやならないという立場になつていないと思ふのでありますが、これらについての当局のお考えを伺いたしたいと思います。

○説明員(佐野憲次君) このボツダム政令を出すことにつきましては、先程申しましたように国内的な措置で解決がつかせないので、司令部の方とも御相談いたしました結果、司令部の方からお手許に差上げておるような書簡が出まして、それによつてやつておるわけなのであります。で、笑態として次の国会まで待てないかどうかということでありまして、この点は私共としても、次の国会までということになりますと相当期間ここに空白の状態ができるのであります。空白の状態ができることは農地改革を今日までやつて参り、又今後その成果を持続して行かなければならぬという事態に對して、そう長い期間空白ができることを放置しては置けないというふうに考えたのであります。司令部の方でもそういうふうな見解でありました。空白期間をそう長く置いておくのは適當ではないということ、どういうふうな書面も出ますし、ボツダム政令を出したような次第であります。まあ次の国会は一体どういふものを出すかということについては、私共今後更に十分研究をいたさなければならぬと思つております。

○門田定藏君 我々はこの国会の休会期間を利用いたしまして殆んど全国に亘つて遊説をし、調査もして見ました結果、今回のこの自作農創設特別措置法の改正については、殆んど全国農民の反対を聞くのであります。全国の現に農業に従事しておる実際の農民が反

對しておるという法案を、ボツダムが来たからと言つて当局がこれをそのまま引受けてやらせるといふことは、これは国民の意思に反するものであつて、如何にボツダムが出たからと言つて、国民がこれだけ反對しておることを通すといふことは、これは間違つた態度と思ひますが、当局はもつと全国の農民の輿論をよく調査して、そうして農民の好まない、こういう従来の日本の農業経営上に支障を來すような案をボツダムによつてそのまゝ引受けるというこれは私は考えものであると思ひます。これらについてどうも／＼当局は農民の希望を、意思をよく調査して、一つ当局に對して日本の農民の事情を訴えて貰いたいと思ひますが、これについてどういふお考えを持っておるか承わりたいと思ひます。

○説明員(佐野憲次君) まあい／＼御意見ありまして御尤に思ふ点もあるものであります。いづれにいたしましても、この空白の期間を置きますれば、そこに不在地主の土地もできます。又在村の地主につきましても全国平均一町歩以上の保有農地を持つ村地主ができて、小作地といふものが段々殖えて参ることになるのであります。そういう事態をそのままに放置いたして置きますことは、第二次農地改革をやりました趣旨から申しましても許されなかつたことではあります。そういう点につきましても司令部も全く同じ考え方であります。それに基づいて向うの書面も出ておるようなわけでありまして、最小限の措置をいたしまして、これだけのことはやらなければならぬという考えでボツダムを出したようなわけでありまして、御了

承頂きたいと思ひます。

○門田定藏君 只今の農地局長のお話は、私はこの我々農民の考えておることと正反對だ、なぜそういうことが起るかといふと、第二次の土地改革が完全なものでない、まだ約一割以上残つておる、それを今の政府がこれを打切つたからというところが起るのです。どうしてこれを、今まだ残つておる分を、第三次の土地改革を断行して、土地と言わず、林野と言わず、我々はどうしてもこれを徹底させねばならぬと思つておるのに、現政府がこれを第二次の土地改革だけで打切つたからという問題が起つて來るのです。だからして我々は国民の輿論によつてどうしてこの第三次の土地改革を断行せねば、日本の本當の農業の経営はできないと考へておるのです。第三次農地改革を断行せねばならぬということが起つたのです。空白期間もへちまもない、初めの通り農地改革を徹底されたならば、理想的なこれは自作農ができるのです。これについて大抵現政府にこれを今私は迫るというわけじゃないけれども、第三次の農地改革をどうしても日本の農民は希望しているのになつておるのか、一つ当局のお考えが私は承わりたいと思ふのです。

○説明員(佐野憲次君) 今の御質問は私共のお答えする範圍外かとも思ふのであります。この第三次農地改革というものが、小作地を全部自作化するという意味であるといふことは、我々事務局といたしましては小作地を全部なくしたとして自作化いたすといふことよりも、むしろやはり或る程度の小作地を残して置くといふ

ことの方が適當であるといふふうに考へておるのであります。まあその点はい／＼理由もあるのですが、ごいふ通り、例えば農家の労働力が長い間には變つて参るのであります。そういう場合には或る程度小作地を残して置きますことによつて、労働力の移動等にも対応して行くことができるのであります。これを全部自作化したとしますと、そういう点におきましては労働力と耕作面積とが適應して参らないといふような不便もございまして、或る程度やはり小作地を残して置くことの方が却つて適當ではないかといふふうに考へておるのであります。

○門田定藏君 只今の御説明を聞きまして、私は意外に思ふのですが、或る程度小作地を残して置く方が労働條件がどうかとかいふこと、どうもすね。今の不在地主の所有地は農地調整法から言いますと、みづから耕作せんよとに在る人が土地を引上げて作ることはできませんことになつてゐる。そうしてみづから作らないものを、労働條件もへちまもない。そういうものを残して置いて、そうして小作問題を起して、い／＼とまた山間部の方には悪辣な手段を用いて小作地を引上げて、それを不正な売買をしたりするやうなことが全国各地にあるといふことは、当局は御承知のことと思つておりますが、こういうふうな、第二次の土地改革が理想的である、それにもかかわらずそういう悪い思想なり問題を起すやうなことを残して置くといふことが、労働條件がどうか、小作地がどうか、い／＼、当局がそういう見解を持つてゐるから日本の農地の改革はできないと私は思ふのです。まあ一つこれは見

解の相違で、私が今迫るといふわけには行きませんが、何が故に、どういふわけでそういう悪い問題を起すやうな種を残して置くといふことが、いか、悪いかといふことについて、私はもう一遍見解を聞きたいと思ふのです。

○説明員(佐野憲次君) 現在の行き方で行きましても、不在地主の小作地といふものは、これは全部解消することになるわけでありまして、併し在地主の小作地があるものであります。これにつきましても、農地調整法等によりまして、小作關係から生じます弊害については、これを矯正して行くやうな処置を講じていることは御承知の通りであります。今の労働力と経営面積の話であります。或いは言葉が簡単で御了解願へなかつたのか、或いは意見の相違かとも思ひます。ですが、我々としましては、やはり農家に労働力に變遷があるわけでありまして、現在これに適當な耕作面積だと思つておりましたも、子供が段々大きくなつて参りますと、もう少し耕作面積が欲しいといふ場合が起つて参ります。又一方の農家は労働力が減つて参ります。このまま自分の耕作地を維持して行くと非常な粗放な経営しかできないといふやうなやうな事態が起つて参る。そうなりますと結局これを小作地によつて調整する方が適當なのであります。その都度一方の耕地を削つて他の方へ移して、一々自作化を圖つて行くといふことも容易でないと考へるのであります。そういう意味から或る程度の小作地を残すほうが却つて適當じやないかといふふうに考へておる次第であります。

○門田定蔵君 この問題について当局
によつてお考えを願いたいと思ひます
が、我々が第二次の土地改革が済みま
してからいふ／＼な不正行為がやられ
て、調停その他について弱つてゐるの
ですが、今農地局長は、例えば今家内
が五人なら五人で、一町なら一町、一
町五反なら一町五反を作るという計画
をしておつても、又家内の都合によつ
て抜き差しがある、こういうことを言
われまして、今たとえその家が五人
おつて二町の田を作つておる、それが
六人になつて殖やしたい、こういう問
題が起つたにしても、片一方の人が、
一町作つてゐる人も、又その家内が地
主の家族が一人殖えれば同じことです
よ。二人殖えたら又小作は殖やさなけ
ればならぬといふことになる。だから
土地の問題は正しい方法で、そういう
場合があつたならば、土地改革を行わ
れてゐる農地委員といふものがあるか
ら、不正なことはできんことになつて
おりますが、その農地委員を買収した
りして、又農地委員に本當に立派な農
地委員がない所、そういう所に乗じて
不正なことが行われるからして、私は
耕作しておらんものはこの際やつたが
いいと考えておりますが、これは見解
が違ふことではあります、そういう意
味で大体自作農の事情といふものが当
局によつてわかつていないと私は考へて
おる。この点を最後に附加して、しつ
かり農村の事情を当局が調査して、そ
うして時のどういふ政府が政策的にや
らうと、どうしようも、政府が断固た
る正しい公平な処置をもつて将来の農
地改革に参画して貰いたい、閑閑して
貰いたいといふことを私は御希望申し
上げて打切ります。

○三輪貞治君 この問題は先にも委員
長から農林大臣に對してお話がありま
した際に、次の国会で詳細に説明する
といふことでございしますから、余り
くどく／＼しいことは申し上げたくない
のでありますが、一つ重要な点がありま
すので、この点だけは一つ認識を改め
て置いて貰いたい。即ち自作農特別措
置法の農地価格に關する統制規定が失
効いたしました。農地改革が一時停止
するといふことになつた。これは国会
の責任においてそういうことになつた
といふふうに農林省では見解をはつき
り發表しておる。このことは夙に我々
が国会終了の数日前において、私は
くどく／＼しく法務庁並びに農林大臣、
農林政務次官に質疑を重ねたつもりで
ありまして、これは国会の責任ではな
いといふことをはつきり申上げて置い
て、而もこういふ事態になつておりな
がら、それをば国会の責任において価
格の統制規定が失効した、そこで政
令を出すのだ、こういうふうになつて
おることは、非常に重要な問題であ
ると思ふ。我々もかようなことであり
ますならば、審議に對して一つの疑
惑といふものが生れて参ります。し
政府におきましてはどうしても通さな
きやならぬといふことよりも、どうし
ても工合が悪いときには政令を出せば
いいのだ、こういうふうな国会の審議
といふものが自主権を失ひ、又非常に
不まじめなものになつて行くといふこ
とが考えられるのであります。そうい
うことを恐れまして、我々は二つの相
関連する法律が同時に出来た場合に
は、両方成立する場合と、両方不成立
に終る場合と、たま／＼一方が成立し
て一方が成立しない場合があるので、

そのあらゆる場合についての用意をす
べきである、立法措置を考へて置くべ
きであるといふことをば、四五日前だ
つたと思ふのですが、申上げたにか
わらず、それをそのままにして、自作
農特別措置法は審議未了になり、土地
台帳法の一部を改正する法律は通過を
した、こういうことになつたのであり
まして、これは政府の責任であるとい
ふふうに見解を改めて貰わないと、非
常に将来の考え方において重要な問題
が起きて来ると思ふのであります。こ
の点につきまして、これは農林省の見
解でありますから、恐らく農地局の
見解でもあらうかと思ふのですが、局
長の一つ御意見を承りたいと思ひ
ます。

○説明員(佐野憲次君) 農林省の見解
といふのは、何に出ておられますのかよ
く存じませんのであります、司令部
から來ました手紙にも実はそういうこ
とが書いてあるのではありません、この
書簡の目的を達成することは国会の責
任であるといふふうに書いてあります
が、この責任といふのは、日本で普通
に言ふ責任であるといふやうな言葉づ
かいと多少違ふやうであります、こ
ういふ価格をきめるといふやうなこ
とは、国会のやるべき仕事であつて、政
府が勝手にやるべき仕事ではない、そ
ういふ意味で国会の責任であるといふ
言葉を使つておるのであつて、我々日
本人同志で、普通に言ふ、これは誰の
責任だといふやうな意味ではなくて、
これは国会においてやるべき仕事であ
つて、政府が勝手にやるべき仕事では
ないといふ、そういう意味で責任とい
ふ言葉を使つておるやうであります
で、若し何か、そういう農林省の見解

として出ておりましたらば、それは司
令部のそういう意味で責任といふ言葉
を使つておるのを、誰かが、そのま
ま使つたために起つて來たのであらうと
思ふのであります、決して私共国会
の責任といふのは、日本の普通で言へ
ば落ち度だといふ場合に使う場合があ
りますが、そういう意味で言つておる
のではないのであります。

○三輪貞治君 私が言うのは、そうい
う立法措置を、こういう場合を予想し
てする余地はあつたといふふうに我々
が考へておるのではありません。即ち土地
台帳法の一部を改正する法律が通過し
たといふしまして、貸賃価格がなくな
る、自作農特別措置法の改正は行われ
ない、こういう場合には統制価格がな
くなるのでありますから、土地台帳法
の一部を改正する法律案が、まだ貸賃
価格を廃止しない以前におけるその貸
賃価格によるのだといふやうな立法措
置はできるものであります、そういう
ことを我々はたび／＼懇懇し、暗示を
したつもりであつたのであります。そ
れを意図したことは、如何なる意味に
おける責任といふ言葉のあれは申しま
せんが、これは明らかに政府の責任で
あると私ははつきり申上げたように記
憶しておるのであります。これは、そ
のくらのことは、政府としても一つ
将来においてはやつて頂かないと、そ
ういふ努力も拂われないで、もうすぐ
に安易なる統制令によつて処置すると
いふことは、この問題に限らず大きな
将来における一つの禍根を残すのでは
ないかと考えられますから申上げた
のであります。

○説明員(佐野憲次君) その点は、御
意見もございしますが、私共はそれは考

えないのであります、政府として法
律案を出しますには、その法律案を
議會で承認して頂く、議會の承認を
得るために出すのであります、その
場合に、これが通らなければこれ、こ
れが通らなければこれ、といふふう
に幾度も申す、そういうやうな確信の
ないことを、どう申しますか、そうい
う出し方は政府としてはできないので
あります、出すとすりやこれがいい
のだといふ法律案を一本出すといふこ
とは、これは當り前のことであらうと
思ふのであります。政府に幾度も出
して置けといふことは如何かと思ふ
のであります。

○三輪貞治君 それは一方でも同時に
出して置けといふのじやない、時間的
にも余裕があつたのだといふので、そ
れを後になつて國會の責任であつた、
それで規定は失効したのだといふこ
とを申すのは、過ちではないかといふこ
とを申上げたのであります、これは
くどく／＼しく討論をしたいと思はない
のですが、將來において、そういうこ
とをして貰いたいといふことを申し上げ
ておるわけでございます。

○岡村文四郎君 この問題は局長にお
話を申上げてまいかんと思ひます。こ
れは局長に申上げて置きますが、どう
いうわけであれが不成立になつたかと
いふことを十分に検討して貰わなけれ
ばならぬ。これは國會の責任と書いて
ある、むろん國會の責任である、決議
する点は國會の責任ですが、こちらの
取りようじやどうにも取れる。司令部
でも無理矢理通せといふことを申し
ておりません。そういうことになりや
しないかといふことを随分心配した、若
しそうなつて審議未了になつても措置

に困らんように單行法で行こう、こう
いうので印刷までできたはずだ。そこ
でただ単に池田さんが仰しやるよう
に、第三次農地改革は全然関係があり
ません。それで納得の行く説明ができ
ないものですから、駄目にしてしまつ
た。それを政府の方の納得する説明が
できないことを棚に上げて、国会の責
任を言うことは誠にいかんことで、そ
れはいけないが、次の時期まではつき
りどういうわけが審議未了になつた
か、知らんか確めて置いて貰つて、今
日はなか／＼この問題は駄目だから、
局長にいろ／＼お話を聞いてもらいな
いと思う。大臣とも十分腹を聞いてや
らなければならぬ。我々の手落ちじや
ないと思つておりますから、今日はこ
の程度にいたしましょう。

○委員長(岡田宗司君) それでは午前
中の委員会をこれで以て終えて休職い
たして差支えございませんか。

【異議なしと仰ふ者あり】

○委員長(岡田宗司君) それでは休職
いたします。

午後零時十六分休憩

午後二時六分開会

○委員長(岡田宗司君) それではこれ
より委員会を再開いたします。

先きに理事会におきまして主要食糧
供出制度に関する小委員会を設け、そ
の人数、入選をいたしました。各党派
から人を選ぶことにいたしました。自
由党、社会党、緑風会それぞれ二名、
民主党、第一クラブそれぞれ一名、こ
ういうふうにいたしました。その入選
は自由党は白波瀬米吉さん、それから
土屋俊三さん、社会党は小林孝平さん、

三橋八次郎さん、それから緑風会は片
柳眞吉さん、飯島連次郎さん、第一ク
ラブ岡村文四郎さん、民主党はこれに
おいでになりませんが三好始さんにお
願いしたい、こういうことになりました。
さように御承知願いたいと思ひ
ます。

○委員長(岡田宗司君) それでは競馬
法の一部改正法律案が継続審議になつ
ておりますので、これを本日議題にい
たしたいと思ひます。で井上競馬部長
がおいでになつております。それで
いろ／＼最近の競馬の事情についての
御説明をお願いして、この改正法律案
についてのいろ／＼御質疑を願ひ、さ
ようにいたします。こういうふうにな
してまいります。

○説明員(井上綱雄君) お手許に国営
競馬收支調が配付になつておるのでご
ざいます。これについて説明をして解
説を申上げたいと思ひます。

この書類に記載してございますよう
に、明治二十三年度から国営競馬にな
つたわけでございます。二十三年度
は、八月以降が国営競馬で、それまで
は日本競馬会の競馬であつたわけでご
ざいます。二十四年度国営競馬、二十
五年度国営競馬、こういうことになり
まして、先ず勝馬投票券の発売金額を
申上げますと、二十三年度は、只今申
しましたように、年度の途中から国営
に移りましたために、二つに分けて計
算が出ております。日本競馬会のや
りまして成績は十九億九千九百七十
円、国営に移りましてから二十九億四
千四百三十二万円、それから二十四
年度のは、発売金額の総額は四十九億五
千五百九十三万円、二十五年年度には、こ

れは予算でございます。予算とい
ましては五十七億八千四百万円を見
て、これに對しまして二十五年度につ
いて申上げます。二十五年度は金詰り
及び主として競馬と競輪との向上率の
差が約二割二分外にございます。す
で、そういう関係から非常に競馬に影
響して参りまして、この予算数字に對
しまして、今までの売上の成績から申
しますと、大分減ると考へておりま
す。先ず売上げの総額は一億三十五億
くらゐに見たらよろうと考へており
ます。最近におきまして国営競馬、地
方競馬を通じて、この売上げで、御
覽の通り、社会諸般の事情から競馬が
非常に低調になつておりますのは甚だ
遺憾に存するところであり、一方に
方におきましては、競馬は従来成るべ
く堅実な方針をとる、これは国営、地
方を通じて騒動が起りませんよ
うに、且つ又余り刺激しないように、又
法律といたしまして未成年者には売
らない、或いはその他相當の制限を加
えてございますので、この結果は、競
輪が抬頭すればする程こういう結果に
なるというのを考へております。少
くとも率の引下げは、同じ商売でかく
のごとく大きな開きがあることは不適
当でございますので、実はその対策に
ついて次の議会には必ずお願いしなけ
ればならないというふうと思つており
ます。

それから次に競馬場の数について申
上げますと、国営競馬は法律には十一
ヶ所ございしますが、十一ヶ所の中で現
在新潟と宮崎は休んでおります。この
休んでおります理由は、僻遠の地方で
ございまして、現在の收支計算からい
たしますと、どうも自信は持てないと
いうことと、もう一つは、競走馬の教
育その他の関係から、この辺のところ
は一応開催ができない事情になつてお
るのであります。

地方競馬の方を申上げますと、競馬
場の数は七十五ヶ所でございますが、
この箇所数に對しまして、開催をする
権利を持つた開催権者が逐次の改正に
よりまして著しく殖えております。戦
後における競馬発足の当時は、国営並
びに都道府県営でございまして、その
他は開催できなかったものでございま
す。その後、改正によりまして、戦災
を主とした災害を受けた市町村がこれ
に加はることに相成りましたので、著
しく増加をいたしました。そのために
競馬の開催は、洩れなくこれらの開催
権者が行ふことになりました。一年が
三百六十五日では到底足りないという
ところも、そういう県も沢山にできて
おる事情であります。競馬開催の当事
者から申しますと、これは適當に調節
することが何より必要だと考へており
ます。これまで国営競馬の売上げのこ
とを申上げましたが、地方競馬につき
ましては統計がとく出揃いませんので
はつきりしたことは申上げかねます
が、大体総売上げは、地方競馬の総額
を申しますと五十億内外と御承知置き
をお願いしたいと思います。これも漸次減
る傾向になつておることを附加して申
上げて置きます。又最近におきまし
て、競馬にいろ／＼騒動がよくつきま
のでございしたのですが、この騒動
につきましては、最近殆んど起つた
ようなことはございせん。関係者が
都道府県営になりましてからは不馴れ
の者が段々馴れて来る、又警察の方
との連絡がうまくつくようになり、又当

時つきのものであつた暴力団等の介入も
いろ／＼都道府県の力によつて防止す
ることができるようになつたという事
情になつております。国営におきまし
ては、当初からこれらの暴力団は一切
介入させないよう努力してございま
すので、ときたま多少の騒動はござい
ましたが、本年の春は一回もござい
せん。この静謐の状態で續けて参りたい
かように考へております。甚だ原稿を
持ちませんので順序なく申上げまし
たが、極く大要は右のような次第であ
ります。

○委員長(岡田宗司君) 御質問ござい
せんか。

○加賀操君 二十五年年度の予想です
が、大体売上げ三十五億の見通しだと
申されるのですが、それで收支の結果、
大体の見通しをどういうふうにお考へ
になつておりますか。

○説明員(井上綱雄君) 予算の支出の
方はここに挙げてある総計が八億三千
九百万円になるわけでございますが、
それを差引きまして、収入をいたしま
しては約六億の収入があるだろうと考
へております。尤も競輪が二ヶ月ばか
り停止になります間には、二、三割の
増加が見込まれますので、三十五億も
二、三割増すのではないか、かような
考へを持っております。

○加賀操君 それからいつも問題にな
ります震災地の競馬ですが、大体欠損
のないような見通しですか、やつぱり
都合が悪いようですか。

○説明員(井上綱雄君) それは大体の
ところ都合が悪いようでございます。
関東におきまして川崎、大井、今度で
きました船橋、この三ヶ所は大体よか
らうと思ひます。それから関西の、大

○委員長(岡田宗司君) それから今輪がああいふに非常に騒がしいんですが、ああいふようなことをやるんですが、前には競馬にも相当あつたといいますが、競馬の方から競輪へ移動して行つた、而も競輪によつて更に多

のああいようなことをやる人間が發
われて、それが附加されて来た。若し
それで競輪が非常に制限されたり止め
られたりすると、ああいような競輪中
競馬の方へ又戻つて来る。而も前より
も競輪で養成された連中が附加されて
戻つて来るということになると、競馬
も又、地方競馬にせよ、国営競馬にせ
よ、又ああいような競馬の場所には
すくなくないでしようか、その辺のお
見通しはどうでございませうか。

○説明員(井上綱雄君) これは只今委
員長の仰せの通り非常に警戒を要する
点だと思ひます。何とかこの点の防止
措置を講じたいと思ひます。実は今
日の夕刊にそれが出るつもりでござい
ます。今までやつておりましたフ
ォーカス、連勝式の馬券を来る二十三
日からの中山の競馬から私共としては
中止をいたすことにいたしました。こ
の連勝式が最も興味の中心になつてお
りますが、賭博性が強いというような
見解からこれを排除するつもりで、今
中止の措置をいたしました。尙地方
競馬につきましても極力これに倣うよ
うに今日通牒をいたすつもりであり
ます。今仰せの通りその辺のことは十
分我々としては警戒をいたさなければ
ならぬと思ひますが、ただここで私共
多少の違ひ点を考えておりますのは、
競輪におきましては御承知の通り自動
車に人が乗つてやるのでございませ
うから、とかく不正レースが行われ易
い事情にあるわけでございます。又不
正レースであるが不正レースでないか
ら、これを判定することが極めて困難
でございます。競馬におきましては間
隙不正レースがないでございません
が、大きな動物に……これは乗馬をお

やりになつた方にはお分りかと思ひま
すが、衆人監視の中でこれにコント
ロールを加えるというようなことは可
なりむずかしいのでございませう。こ
れはたゞレースを仕組むというのでは
なから、それはすぐ発見され易いのでございませ
う。こしらへましても処罰を受けま
す。關係で予防もできませんし、又処
罰をすればそれが排除できるわけで
ございまして、この点競輪とは余程事情
が違ひます。あの競輪連中も決して理
由なく騒ぐものではございませんで、八
百長である、こういうことによつて騒
ぐわけではございませんで、八百長で騒
ぐか八百長でないか明瞭でないような
レースそのものがすでに問題があるの
でございませう。それで私共といたしま
しては設備も十分に考えております
し、レースそのものの本質上ああい
うな騒動が起らないもの、又こしら
へてはならぬもの、かように考へて
おります。

○委員(岡田宗司君) 次に騒動の問
題に關連しますが、騒動に警備を必要
とするわけですが、ああいような競馬でも
競輪でもやる場合に、警察官を呼んで
警戒させるあの費用は大体どういうこ
とになつておりますか。

○説明員(井上綱雄君) これは国営競
馬について申し上げますれば、土曜、日
曜に大体開催をいたしておりますが、
警察官は多いところで五六百人、
少なれば三十人ぐらいの程度の警察
官に来て頂いておりますが、お金の弁
当を用意して欲しいという程度のこと
であります。特別の要求はございませ
ん。今のところ大した負担になつてい
ないでございませう。

○委員(岡田宗司君) そうすると国
家の方はそれで負担にならん、又地方

の方もそれで負担にならんのはいいで
すけれども、こう競馬だの競輪だのが
じやん／＼行われて、そのたびに警察
官があれに引つ張り出されて并当だけ
で追つ拂われるという問題は、これは
今の警察にとつて大きな負担だろうと
思ひますが、一体警察側から見た競馬
だの競輪だの増加によるという、
な費用、労力の負担というものは、警
察の方からそういうものについての資
料があるものでしょうか、それはお聞き
になりませうか。

○説明員(井上綱雄君) 只今までは
聞いておりませんが、地方税として入
場税が相当県なり或いはその他に入る
ものと思ひます。この点がやはり警察
側とか或いは当該市町村のちよつとし
た施設費であるとかに廻つていたとい
うか、相當の影響を與えておるとい
うことだと思ひます。今税法が改正にな
る前まで当該地元にそれが落ちたので
あります。その税金が東京とか中山な
どでは一月に百万円以上にもなりま
す。そのためにこの問題は何ら問題に
ならなかつたのでございませう。

○委員(岡田宗司君) これは競馬部
長としてはなか／＼言にくいことだ
らうと思ひますが、一体中京によら
ず、どこによらず、今種やすという方
針を、この議員提出法律案が出ないよ
うな場合でもお考えになつておりまし
たか。

○説明員(井上綱雄君) 実は政府とい
つたしましては、積極的には出しにくい
事情にあると思ひます。併し出された
ものを今反対するやうな理由も発見し
難いのであります。

○委員(岡田宗司君) もう一つお伺
いしますが、競馬場の設置問題につい
ては、これは關係方面とはどういうこ
とになりますか。

○説明員(井上綱雄君) 私共の聞いて
おる範圍ではOKを取つたということ
でございませう。

○委員(岡田宗司君) それは法案の
OKであつて、いよいよ国会が予算を
支出して競馬場を設けるといふことの
OKとは別問題になる、行政關係でそ
れはどういう結果になりますか。

○説明員(井上綱雄君) 具体的に中京
の問題を關係方面にお話したことはな
いのでございませう。只今ちよつと何と
も申し上げようがございませう。

○委員(岡田宗司君) 外にどなた
か……

○片柳眞吉君 競馬法の十一條の二で
すか、「勝馬投票券の発売による収入
金のうち、勝馬投票券の売得金の総額
から拂戻金及び返還金の総額を控除し
た残額の三分の一に相當する金額を、
畜産業の振興のために必要な経費に充
てなければならぬ」と、これが解釈に
ついて、大蔵省と農林省と或る程度解
釈に違ひがあつたように聞いておりま
すが、一般財源から、畜産業の振興に
必要な予算を一般の原則が組まれて、
それにプラスして三分の一をやるとい
うやうな解釈にこれはなるんですか。

○説明員(井上綱雄君) これはついで先
だつて會計検査院の検査が我々の方で
ございまして、検査官の非公式な
話でございませうが、やはりこの法案の
通りに読めば、確かに畜産局の予算が
きまつて、それにプラス三分の一とい
うのが普通の見方であらうということ
でございませうが、それはどうも予算折
衝にはいつも余り明瞭でないやうな始
末になつておるやうに思ひます。

○片柳眞吉君 どうも私もこの規定の
文面からすると、多少その点が明確を
欠くので、折角競馬をやつて、勿論別
途の改良という効果があると思ひます
が、もう一つここで畜産業の振興にプ
ラスということになれば、これは或る
程度国営をやるといふ一つの根拠が出
て来ると思ひます。そこでこの十一條
の二の規定が非常に不明確であるので
す。これを何か今お話のように一般の
予算にプラス三分の一というふうな、
はつきりこれを書き替へる御意思が農
林省にあるかどうか。

○説明員(井上綱雄君) これは実はこ
れも非公式な話でございませうが、關係
方面では非常に強い反対があります。
こつちやうな書き方については、片
柳さん御承知の通りだと思ひます。あ
ります。政府からこれを直して出すとい
うことは事実向うのOKが得られん
のではないか、こつちやうな考へま
す。

○片柳眞吉君 それから先程委員長か
らもお話がありましたように、今中京
京地区ですか、この地区に競馬場を増
設したいという衆議院の方からの
法案が出てるわけですが、率直に見
て、農林省事務当局の立場で見て、こ
れがどの程度の賛成か不賛成の態度を
持つてゐるか。それからもう一つは、私
も詳しくは承知をしておりますが、
過去の経緯を聞きましますと、中京
といつても非常に広い地区になるの
であります。具体的に場所について参
議院はどういうこと、これは全然あり
ませんが、相當地方の政治的な問題に
もなつておるやうに聞いておるのであ
ります。この場所の選定は、一つに
は競馬経済という点から場所を選定し

なければならぬが、もう一つは、やはり農地の改修という問題と、もぶつかる問題が相当あると思ひますが、そこで勿論まだ参議院はこれから審議をやるわけでありますが、この具体的な個所の選定については専門家である農林省にむしるこれは私はお任せをした方が適當だと思ひますが、その場合にやはり農地局と十分連絡を願つて、競馬経済と農地関係と両方の点から見て、條件のなかつた所でない

とこれは非常な問題を起すと思ひますが、大休具體的な場所を選定して頂く決心というのをかしのですが、そういうことをお願いをした場合に、それが大休御準備がありますかどうか伺つて置きたいと思ひます。

○説明員(井上綱雄君) 第一の問題につきましても、日本競馬会の當時から中京地区と申しますか、名古屋に競馬場を作りたいという希望で調査せられたものがいろいろ幾つてあります。尙關係者、主に馬主の關係でございすが、関西、関東の中間にあつて然るべき所だから、作りたいという希望が相

當今でもございます。我々といいたしましても競馬場を作れば、地勢によりまして、具今でもマイナスにはならんというところから賛成をいたしておるような次第でございます。

会の當時調べたものも一、二ヶ所あるようでございますので、調査いたした上ではお引受できるのではないかと漠然と考えております。

○委員長(岡田宗司君) 競馬場の候補地の問題につきまして、愛知縣知事青柳秀夫氏より農林委員長宛に次の申入れが来ております。

申請書

去る七月二十五日首題に関する打合會を開催した結果各候補地代表者に於て別紙の通り申合せられ夫々提出があつたので取纏め申達するからよろしく御取計願ひたい。

申請書

競馬法を改正し新に中京地区に國營競馬場を設置せんとするに當り本市町に設置せられたき骨關係筋に陳情致し置きたるも新設競馬場の競馬經營の責任は政府に存するに鑑み之れが設置場所の選定は農林省當局並衆議院、參議院農林委員長に一任することとし設置に關する運動は今後一切行はないことを設置方希望の市町代表に於て申合せ。

昭和二十五年七月二十七日

一宮市長

大府市長

春日井市長

守山町長

鳴海町長

○片柳眞吉君

こういう各市町村の代表者からお申合せが来ております。そこでその法律の解釈ですが、私も今卒然とこれを見たんですが、第二條に國營競馬の競馬場は札

帳以下何々の十一箇所とする、こういうふうにしてあるのですが、札幌とか函館というの、これは別段札幌市とか、函館市とも書いてない。札幌競馬場、函館競馬場と、要するに競馬場の固有名稱をここに書いてあるに過ぎない。そうすると中京と書くか何と書くか分りませんが、それは要するにその競馬場の固有名稱なんかを書くに過ぎないんです。ですから国会は法律としては、それ以上のことはこれはできないんで、従つて例へば阪神競馬場を具體的にどこに置くかの問題は、これはむしろ國營競馬をやる当事者の執行行為になるわけです。やはり法律論としては具體的にどこに置くかということ

は、これは私の規定の性格から見ると、そこまでは入り難いんじゃないかと思ひますが、そういう解釈が正しいかどうか。

○説明員(井上綱雄君) これは衆議院でも問題になりました点でございすが、御意見の通りだと思ひます。

○片柳眞吉君 そうすれば我々は法案の可否は別として、具體的なものの場所を置くかという問題です。これは二條の規定の性質からやはり競馬の実施當局に委することが理窟としては當然だと思ひます。そういうふうなことで御審議を願つたらどうかと思ひます。

○委員長(岡田宗司君) 今片柳さんから御発言がありまして、場所の設置問題は、これはこの委員会でも場所を論議すべきではない、このことは執行の問題であるから農林省當局に任かすべきである、こういう意見があつたのです

が、大休委員会はそういう見解を進むということではよろしゅうございすか。

か。それをはつきりして置かんと、その場所の問題を持ち込まれて参りますと非常に紛糾いたしますから、そういうふうな委員会としては態度をはつきりさせて置くということではよろしゅうございすか。

○委員長(岡田宗司君) ではさうにいたして、今後審議の場合にはその方針で臨むことにいたします。

これは競馬部長に一つ伺ひするのですが、この改正法律案が成立して、中京に設けるということになりました

に、例へば次の国会でこれが成立をした場合に、すぐにその競馬場設置の予算化が行われるのであるかどうか。

○説明員(井上綱雄君) 本年度において國の予算で考へることは非常に困難だと思ひます。いづれにいたしましても、國でやるという、これは勿論政府の態度でございす。それがおきめ願ひましたならば、来年度にやるといふことになると思ひます。且つ又そういうことに國會でおきめになりました以上は、大臣といたしまして、政府がやるか、或いはでき上つたものを借りるかというふうな方針がきまることと

ございす。

○委員長(岡田宗司君) でき上つたものを借りると、こういうことを今言われたのですが、そのでき上つたものを借りておる例はあるのですか。

○説明員(井上綱雄君) 阪神競馬場がそういうふうになつております。尤もこれは施設の一部を借りて、あとは國が持つておるのです。

○委員長(岡田宗司君) 只今何ですか、中京の方でいろいろ競馬場設置のために運動しておられる方々の意見で

は、向うでそういう競馬場を設置して、それを政府に貸すと、こういうふうな案があるのですか。

○説明員(井上綱雄君) 専らそういう御意見のように拜聴しております。

○委員長(岡田宗司君) そうしますと、今度初めてそういうことが行われるわけですね。

○説明員(井上綱雄君) 尤も政府で作つてくれればこれに越したことはないという意見もあります。

○委員長(岡田宗司君) いや、政府が作るのとは別として、そうなるを初めて借上げてやると、こういうことになるわけですね。

○説明員(井上綱雄君) 今の阪神競馬場の例がございすので、まあ初めてとも申しにくいのでございすが、阪神競馬場の場合は、阪神その他の設備は前から政府で持つておりましたものを使ひました。それからトラック、馬券場といったようなものを新たに設置されたものを借りることになつておるわけでございます。

○片柳眞吉君 これは改正法案とは離れた問題ですが、競馬場は各競馬場とも相当立派な建物、施設ができておるわけですが、そこでさつき收支のバランスが取れるといつても、例へば二億四から二億円の資金を固定すると、その固定資金を見ればこれはなか／＼むずかしい問題だと思ひますが、そこでまあ現在の競馬は非常に上品にやつておると私は思ひますがただあれだけの土地を使つて、それだけの施設をして、國營競馬は競馬場ごとに年に三回しか開催せん。あとの大部分は遊んでおるなり或いは相當の周囲の空地が遊んでおるといふようなことになりましよ

うか。そこで何かこの本来の競馬をやるに荒されては困ると思いますが、今少しく平たく言えば、商売氣を出すと言いますか、何か空いておるときには、或いは国民健康の立場なり、或いはこれは思いつきでありましょうが、倉庫の一部に何か使つとか、何かあらかじめ施設なり場所を、競馬を開催せんとときにはいさ少しく有効に利用するといふようなことが考えられないかと思ひますが、現在何かそういうことをやつておるかどうかですね、その点を一つお聞きしたいと思います。

○説明員(井上綱雄君) 只今の御意見のようなことは、我々も国営になりまして以来相當に考へてやりまして、休閑地につきましては作物を作りまして、関係者の食糧の一端にしておるわけでございます。多少の供出をいたしておる場所もあると考えております。

それから施設その他全体につきましては、今お話のような筋もございすが、実は日本の競馬のこれは特徴でもございすが、厩舎に馬がしつちゅうりおちまして、そうして三歳の時から入るわけで、これを育成をいたしまして競馬に使うような事情がございす。トラクはしつちゅう練習のために使うわけでございます。で空いておる箇所もございすが、目ぼしい競馬場でございますと、休んでおるといふことは、結局殆んどないような事情になります。まあスタンドその他は特殊な建物でございまして、これを他に利用するといふこともなか／＼困難な事情にございすが、併し仰せのようなことは十分今後、建物も少い事情になつておりますので、何かこれを有効に使いたいという考へは十分持つてお

ります。又いいお考へでもございすれば、いろ／＼お教へを頂くと大変我々としては仕合せな次第でございます。

○委員長(岡田宗司君) 如何でございましょうか、この競馬場を殖やす問題は、最近の競輪の事情等に鑑みまして、政府の根本方針がこういう競馬とか競輪とか、或いは小型自動車競走とか、そういうものを一休今後どうしようとするのかといふことの根本的な方針がはつきりせんと、我々のほうで殖やすといふことも俄かに賛成し難いといふようなことも起りはせんかと思ひますので、もう少し情勢が明かになつて、政府の競輪その他に対する方針がはつきりいたしました際に、改めて審議を続けるということにしたら如何でございましょうか、そうする以外ちよつとないように思ひますが。

「賛成」と呼ぶ者あり

○委員長(岡田宗司君) ではさうにいたしまして、今日はこの程度で審議を打ち切りたいと思ひます。

○片柳眞吉君 そういふことで結構と思ひますが、ですから適當の機会に法務總裁とか法務府のそういう立場の意見も忌憚なく聞いて見たらどうかと思ひます。

○委員長(岡田宗司君) そうでございすね、ではそういうことにいたしまして、委員会はこれを以て散會いたします。

午後二時五十九分散會
出席者は左の通り。

委員長 岡田 宗司君
理事 西山 龜七君
片柳 眞吉君

委員

岡村文四郎君

白波瀬米吉君

土屋 俊三君

平沼彌太郎君

門田 定藏君

小林 孝平君

三橋八次郎君

三輪 貞治君

加賀 操君

溝口 三郎君

三浦 辰雄君

國務大臣

農林大臣

廣川 弘禪君

説明員

農林省農地局長

農林省畜産局長

農林省畜産局長

佐野 憲次君

井上 綱雄君